生活と健康とを守るための手引

われわれが生活に困ったとき、あるいは病気にかかったとき、その他いろいろの問題に出会ったとき、どこへ行って相談したらよいのだろうか。このような場合のいわば窓口ともいうべき所を示して見れば、次の表のとおりである。

生活と健康を守るための手引

相談に応ずる所					
	名称	その所属	主な仕事の内容	働いている人	備考
生活に困ったときは	福祉事務所(福祉事務所のない市町村では地方事務所で取扱う)	都道府県又は市町村	生活保護の決定と実施	指導員(主に社会福祉主事)	
児童・母子に関することについては	福祉事務所	〃	母子福祉資金の貸付等指導	児童福祉司	
	児童相談所	都道府県又は五大市	児童の保護、家庭訪問、里親への委託、医学的判定その他各種の指導	児童福祉司、医師	児童福祉法による児童福祉に関する相談所
身体の不自由な人については	福祉事務所	都道府県又は市町村	身体障害者の発見、相談	身体障害者福祉司	
	身体障害者更生相談所	都道府県又は五大市	医学的判定その他各種の判定、補装具の処方適合の判定	医師、看護婦、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー	身体障害者福祉法による身体障害者の更生相談所
留守家族、遺族、戦傷病者に関することについては	各都道府県、世話課、各市町村福祉関係部課		留守家族の援護、遺族年金の支給、傷病者年金等に関すること	事務職員	
	福祉事務所	都道府県又は市町村	戦傷病者の更生医療に関すること	身体障害者福祉司	厚生省所管の各種の社会福祉関係の法律による福祉事務所
結核予防その他保健衛生一般については	保健所	都道府県又は政令で定める市	結核の定期健診、診断、ツ反応の撮影、伝染病その他の予防接種、受診勧奨、調査指導	医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、助産婦、看護婦等	
精神障害については	精神衛生相談所	〃	精神衛生に関する相談指導	医師、保健婦	大半が保健所に設けられているが、私立のものもある。
優生保護については	優生保護相談所	〃	優生保護に関する相談指導	医師	
厚生年金保険、健康保険等については	社会保険出張所(同出張所のない県は保険課)	都道府県	厚生省所管の各種の社会保険に関すること(保険料、給付等)	事務職員	社会保険出張所は、ほとんど保険所に併立されているもの。

厚生省所管 一般会計予算額

厚生省所管　一般会計予算額（昭和30年度　同31年度）

費目	30年度	31年度	備考
	100万円	100万円	
生活保護費	34,652	36,066	
児童保護および社会福祉			
児童保護費	6,362	6,470	
母子福祉費	500	450	母子福祉貸付金に必要な経費である。
身体障害者保護費	513	518	
社会福祉諸費	479	543	社会福祉施設整備費，婦人保護費，世帯更生運動費の補助等に関する経費である。
災害救助費	74	74	
戦争犠牲者関係費	4,635	5,020	留守家族，遺族，引揚者の援護費である。
社会保険費			
社会保険国庫負担金	4,665	6,765	健康保険，日雇労働者健康保険，船員保険，厚生年金保険に関する特別会計への繰入に要する経費である。
健康保険組合補助	460	485	
国民健康保険助成費	7,263	8,819	療養給付費，保健婦の人件費，直営診断所の設置費の補助等に要する経費である。
結核対策費	13,157	13,541	
公衆衛生医療等			
精神衛生対策費	1,043	1,063	
伝染病予防対策費	1,040	971	伝染病予防のための特殊薬品買上費を含む。
保健所費	1,752	1,777	結核関係分，優生保護相談関係分を除く。
性病予防費	60	60	
水道施設整備	965	988	
公的医療機関整備	45	45	
人口対策費	95	94	受胎調節普及費，優生保護相談事業費の補助等に要する経費である。
国立公園等整備費	74	112	
その他	6,879	8,546	
計	84,613	90,317	
一般会計予算総額	991,458	1,034,923	
厚生省所管予算の総予算に占める比率(一般会計)	8.5%	8.7%	

(注)　1．この表は，昭和31年度一般会計予算書所載の数字を重要項目ごとにまとめたものである。
2．昭和30年度予算には，補正分は含まれていない。補正されたものによると生活保護費は，2,356(100万円)の増額により，37,008(100万円)となる外，いくつかの項目に若干の減額を見る結果，厚生省所管一般会計予算の総額は，86,669(100万円)となる。また，この場合，厚生省所管一般会計予算額の一般会計総予算額に対する百分比は，8.6となる。

厚生省の機構および所掌事務(昭和三一年一〇月一日現在)

厚生省の機構および所掌事務

（昭和三一年一〇月一日現在）

一　厚生省機構図

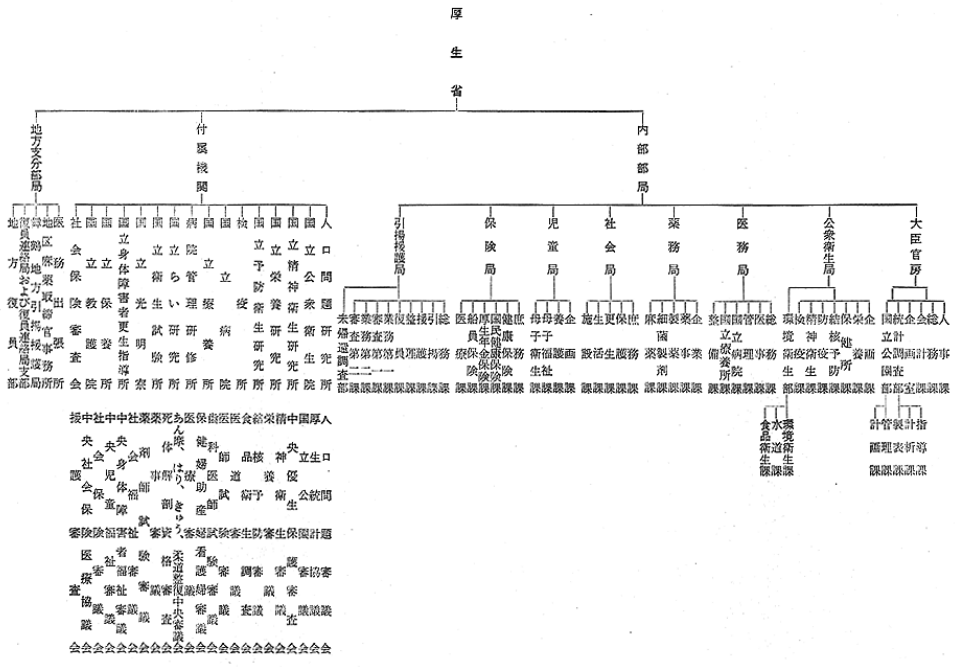

二　所掌事務

（註）次に掲げた各部局課の所掌事務、所管の法律は、いずれもその主なものである。

大臣官房

人事課　内閣組織、厚生行政全般、職員の総合調整、世界保健機関への分担金の予算、決算、会計検査院への報告、国際保健会議への出席、その他の文書の審査、厚生行政の広報、厚生白書の作成、厚生行政年次報告書の作成、厚生科学審議会の運営、厚生科学研究費補助金に関すること

総務課　内閣組織、厚生行政全般、職員の総合調整、その他の文書の審査、厚生行政の広報、厚生白書の作成、厚生科学審議会の運営、厚生科学研究費補助金に関すること

会計課　予算、決算、会計検査院への報告、国庫債務負担行為、国庫債務の保証、厚生行政年次報告書の作成、厚生科学審議会の運営、厚生科学研究費補助金に関すること

企画室　厚生行政の調査一般、厚生行政に必要な統計に関する連絡調整、資料の編さん、疾病の利行政に関する研究、調査、解析、資料の編さん、疾病の利行政に関する研究、調査、解析、資料の編さん、疾病の利行政に関する研究、調査、解析

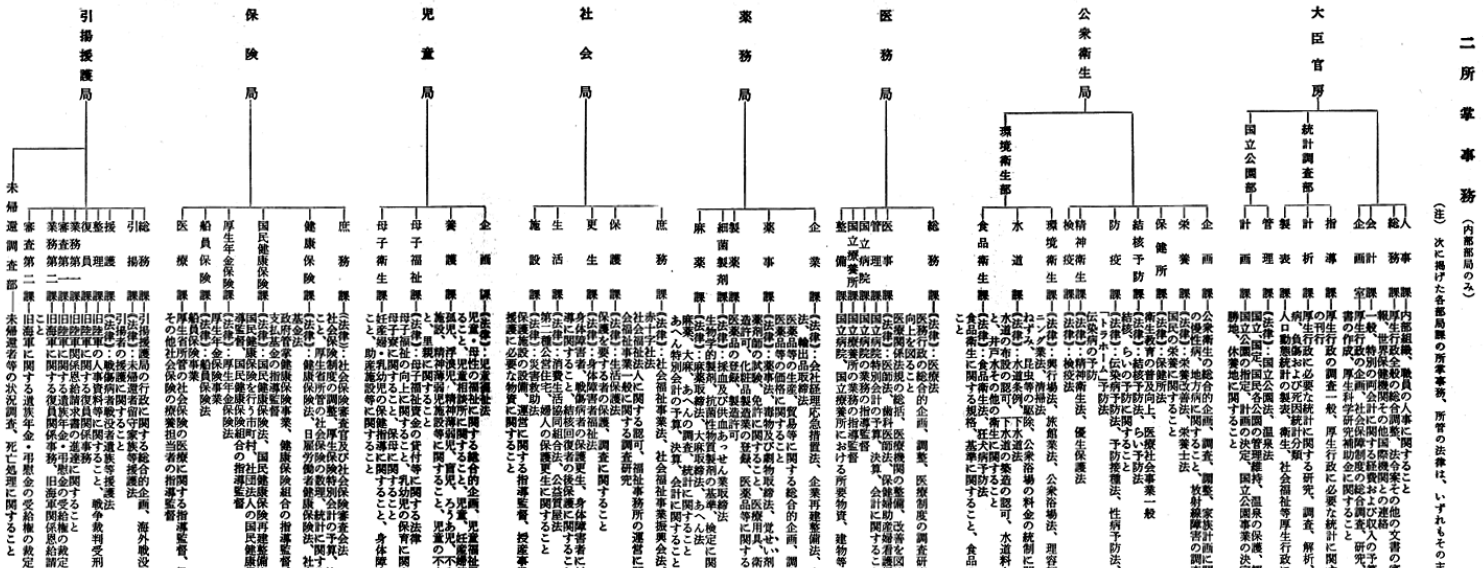
二所掌事務（内部部局のみ）
（注）次に掲げた各部局課の所掌事務、所管の法律は、いずれもその主なものである。
大臣官房
総務課
人事課
内部組織、職員の任免、厚生行政の総合調整、厚生行政の広報、世界保健機関および国際機関との連絡、その他の文書の審査、厚生行政の企画、厚生行政の総合計画、厚生行政の予算、決算、会計に関する事務、厚生行政の特別会計の調査、研究、厚生行政次官報告書の作成、厚生科学研究補助金の交付に関すること
企画課
総務、厚生行政の調査一般、厚生行政に必要な統計に関する連絡調整、資料の利用行政の調査、解析、資料の編さん、疾病、負傷および死因統計分類、社会福祉等厚生行政に必要な統計の製表
計画課
人口動態および保健統計の製表、衛生、
管理課
（法律）国立公園法、温泉法、国立公園、国定公園、公園の管理、建設、温泉の保護、観光事業の指導育成
計画課
国立公園、国定公園の指定、国立公園事業の決定、執行、公園、景勝地、公園事業地に関すること
国立公園部
国立病院
医務局
総務課
（法律）医療法、医行政の総合的企画、調整、医療制度の調査研究その他医療の普及向上の企画、調整、医療機関の整備、改善を図ること
医薬関係法規
（法律）医師法、歯科医師法、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、助産師、看護婦、保健婦、看護婦法、薬剤師法、獣医師法、
医事課
医療機関の整備、改善を図ること
国立病院課
国立病院、療養所の業務の指導監督
国立療養所課
国立病院、療養所の業務の指導監督
国立病院、療養所の立地、建物等の営繕に関すること
国立病院、療養所における所要物資、建物等の営繕に関すること
整備課
公衆衛生局
企画課
公衆衛生の総合的企画、調査、調整、家族計画に関すること、がん等の機性病、地方病の企画、関すること、牧射線障害の調査、研究、予防
栄養課
（法律）栄養士法、栄養士法
保健所課
（法律）栄養に関すること
（法律）栄養に関すること
結核予防課
（法律）医療社会事業一般
（法律）結核予防法、医療、結核予防法、らい予防法
防疫課
（法律）伝染病予防法、予防接種法、性病予防法、寄生虫病予防法、
（法律）伝染病予防法、予防法、
検疫課
（法律）検疫法、
精神衛生課
（法律）精神衛生法、優生保護法
環境衛生部
環境衛生課
（法律）興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師美容師法、クリーニング業、昆虫等の駆除、公衆浴場の料金の統制に関すること
水道課
（法律）水道法、水道系例、下水道の整備の認可、水道料金の統制に関すること
（法律）水道の排水放水その他、下水道の整備の認可、水道料金の統制に関すること
食品衛生課
（法律）食品衛生法、
（法律）食品衛生に関する規格、基準に関すること、食品の製品検査に関すること
厚生省
社会局
総務課
（法律）医療法、医療法人の設立、
（法律）社会福祉事業法、
（法律）社会福祉事業法、
（法律）社会福祉事業法